

「ダイヤモンド原石の輸入について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○ダイヤモンド原石の輸入について（平成14年12月27日付け輸入注意事項14第68号）

改正後	現 行
<p>1 ダイヤモンド原石の国際証明制度について ダイヤモンドの不正取引が世界各地の紛争の資金源になっている状況に鑑み、平成14年11月5日スイス・インターラーケンにおいて、不正に取得されたダイヤモンド原石の輸出入を規制することを目的とした国際的な証明制度（以下「キンバリー・プロセス証明制度」）が採択され、平成15年1月からスタートすることとなりました。当該制度においては、ダイヤモンド原石の輸入に際し、①船積地域に係る国又は地域において発行された当該ダイヤモンド原石が当該制度に基づき取り扱われたものであることを証する書類（以下「キンバリー・プロセス証明書」）が添付されていること、②ダイヤモンド原石の輸入が密封された容器にて行われること、③非参加国からの輸入を行わないことが義務とされています。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当該貨物の輸入について 輸入公表の二の表の第1のロシアを原産地又は船積地域とするダイヤモンド原石については、輸入注意事項 2023 第 19 号及び同 2024 第 5 号により、輸入承認を行いません。その他ダイヤモンド原石に係る輸入については、以下のとおりとします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 二の二号承認制（輸入公表二の二の表の第1） 容器が開いているものやキンバリー・プロセス証明書の提出がないもの等、上記(1)に掲げる場合以外に2に掲げる貨物を輸入しようとする場合については、以下の手続による経済産業大臣の二の二号承認を要します。</p> <p>① (略)</p>	<p>1 ダイヤモンド原石の国際証明制度について ダイヤモンドの不正取引が世界各地の紛争の資金源になっている状況に鑑み、平成14年11月5日スイス・インターラーケンにおいて、不正に取得されたダイヤモンド原石の輸出入を規制することを目的とした国際的な証明制度（以下「キンバリー・プロセス証明制度」）が採択され、平成15年1月からスタートすることとなりました。当該制度においては、ダイヤモンド原石の輸入に際し、①船積地域に係る国又は地域において発行された当該ダイヤモンド原石が当該制度に基づき取り扱われたものであることを証する書類（以下「キンバリー・プロセス証明書」）が添付されていること、②ダイヤモンド原石の輸入が密封された容器にて行われること、③非参加国からの輸入を行わないことが義務とされています。<u>なお、中央アフリカを原産地又は船積地域とするものについては、併せてキンバリー・プロセス証明制度合同作業部会において、同国の取引資格を暫定的に停止することが決定されており、輸入禁止措置がとられておりますのでご注意ください。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 当該貨物の輸入について <u>中央アフリカを原産地又は船積地域とするダイヤモンド原石については、キンバリー・プロセス証明制度合同作業部会の決定に基づき輸入禁止措置をとるため、輸入承認を行いません。</u>また、輸入公表の二の表の第1のロシアを原産地又は船積地域とするダイヤモンド原石については、輸入注意事項 2023 第 19 号及び同 2024 第 5 号により、輸入承認を行いません。その他ダイヤモンド原石に係る輸入については、以下のとおりとします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 二の二号承認制（輸入公表二の二の表の第1） 容器が開いているものやキンバリー・プロセス証明書の提出がないもの等、上記(1)に掲げる場合以外に2に掲げる貨物を輸入しようとする場合については、以下の手続による経済産業大臣の二の二号承認を要します。</p> <p>① (略)</p>

改正後	現行
<p>② 提出先 経済産業省貿易経済安全保障局 貿易管理部貿易審査課 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号 TEL 03-3501-1511 (内線3251~3255)</p> <p>③~⑤ (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>② 提出先 経済産業省貿易経済協力局 貿易管理部貿易審査課 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号 TEL 03-3501-1511 (内線3251~3255)</p> <p>③~⑤ (略)</p> <p>4 (略)</p>